

広島県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

| 区 間  | 新 旧 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル) | 備 考  |
|--|-----|-------------------|---------------|------|
| 東広島市高屋町溝口六五八番四地先から<br>東広島市高屋町高屋東四一九八番一地先まで   | 旧   | 二六・八〇〇<br>一四二・七〇〇 | 一、三九二・<br>〇〇  |      |
| 東広島市高屋町高屋東四一八六番一地先から<br>東広島市高屋町高屋東四一九八番一地先まで | 新   | 一三・〇〇〇<br>六一・四〇〇  | 五五七・〇〇        | 路線短縮 |